

「平成 27 年度に、「〇〇市プールの安全管理」に関するメールを受けて、県が〇〇市に行った調査依頼書など、この件に関わる一切の文書」部分公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 29 年 5 月 22 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（部分公開）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 29 年 5 月 7 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年度に、愛媛県庁県民総合相談プラザ宛てに送信されたメールにより、愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が〇〇市〇〇課に対して行った「〇〇市プールの安全管理」（看護師が不在のまま営業を行った件）についての調査依頼書、それについてのやり取り及び個人情報漏洩についての調査書、守秘義務違反がないことの証明、双方のメールのやり取り、その他この件に関わる一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 29 年 5 月 22 日付けで公開決定（部分公開）（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、職員のメールアドレスで、理由は、条例第 7 条第 2 項第 6 号に規定する、公にすることにより、適正な事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 7 月 15 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

- ① 平成 27 年 7 月 15 日付けで、愛媛県文化・スポーツ振興課の〇〇から〇〇市〇〇課の〇〇あてに送付した、〇〇市プールの安全管理に関する事実確認依頼のメール
- ② 上記①のメールに添付した愛媛県庁県民総合相談プラザあてに送られたメール
- ③ 平成 27 年 7 月 16 日付けで、〇〇市〇〇課の〇〇から愛媛県文化・スポーツ振興課の〇〇あてに送付した、〇〇市プールの安全管理に関する調査結果のメール
- ④ 上記③のメールに添付されていた〇〇市〇〇課の調査結果

2 本件公文書を非公開とした部分及び公開決定（部分公開）理由

本件公文書のうち、条例に基づき非公開とした部分は、本件公文書①及び③に記載されている職員のメールアドレスであり、非公開情報を除いた部分について、条例第8条第1項に基づき公開したものである。

なお、本件公文書②の黒塗り部分については、愛媛県文化・スポーツ振興課の〇〇から、〇〇市〇〇課の〇〇に確認を依頼した際に、個人が特定されないよう黒塗りして送付したものである。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「部分公開決定処分を取り消す。」との裁決を求めるというもので、公文書の存否自体を回答すべきでないとしている。

○ 当該公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する非公開情報が含まれている。

○ したがって本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでない。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書は前回の請求で「非公開」とされた文書と同一である。

実施機関は、「黒塗り部分については、愛媛県文化・スポーツ振興課の〇〇から、〇〇市〇〇課の〇〇に確認を依頼した際に、個人が特定されないよう黒塗りして送付したものであり、本件公文書のうち、条例に規定する非公開情報は、職員のメールアドレスのみである。」と主張する。しかしながら実施機関は、審査請求人による同一の公文書公開請求（平成28年10月17日付け28文第428号）について、これを条例第10条に該当するとの理由で存否応答拒否による非公開決定とした事実がある。同一の公文書について矛盾する決定を下してよいとする法的根拠はない。一方の決定が正しいとするなら、もう一方の決定は法令違反である。

(2) 本件公開決定は、個人に関する非公開情報を漏洩するものである。

実施機関は、「本件公文書②の黒塗り部分については、愛媛県文化・スポーツ振興課の〇〇から、〇〇市〇〇課の〇〇に確認を依頼した際に、個人が特定されないよう黒塗りして送付したものと主張する。しかしながら当該公文書②は、「愛媛県庁県民総合相談プラザあてに送られたメール」であることから、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報に該当する。弁明書はこれを「個人が特定されないよう黒塗りして送付したものであると主張するが、〇〇プールにおける安全管理上の不正についての内部告発の文面等から、同プールに勤務し内情に精通した〇〇が愛媛県庁に送ったメールであることは特定される。

本件公文書④によって公開された〇〇による「昨年、プール監視現場において、

監視員同士や警備会社とトラブルを起こした者がおり、その者による事実を歪曲したいやがらせ的な行為であると推察されます。」という記載も〇〇を特定するものであり、個人に関する非公開情報を漏洩し、〇〇の名誉を毀損するものである。

審査請求人による前回の公文書公開請求（平成 28 年 10 月 17 日付け 28 文第 428 号）では、主務課は当該公文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する個人に関する非公開情報を、〇〇とは別人の〇〇に対して、公開することとなる。このため、条例第 10 条に基づき、当該公文書の存否自体を明らかにせず非公開と決定した。

また前回の「審査請求に係る諮問に対する答申について（通知）」（平成 29 年 7 月 14 日付け情個審第 7 号）において愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、第 5-2-(1)「条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について」において、「本件公開請求のように、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、その内容はもちろん送付したという事実についても本号に該当する。」と判断している。さらに、同通知・第 5-2-(2)「条例第 10 条の該当性について」においても、「本件公開請求のような「特定の個人からの施設の安全管理に関するメール」については、上記のとおり送付したという事実についても、保護すべき個人情報と解されるため、そのメールの存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるため、本条に該当する。」と判断している。

したがって、弁明書では「個人が特定されないよう黒塗りして送付したもの」と主張するが、本件公開請求に係る公文書から個人識別情報を除くことは不可能である。本件公文書の公開決定により、当該メールの内容はもちろん送付したという事実も明らかにされており、〇〇の個人情報は漏洩したのである。当該メールを〇〇市〇〇課の〇〇に漏洩した〇〇及び、当該メールを〇〇とは別人の請求人に対して公開した主務課は、愛媛県個人情報保護条例違反、及び愛媛県情報公開条例違反に問われなければならない。

(3) 請求人の目的は、〇〇の個人情報の入手である。

審査請求人が公開決定の取り消しを求める文書は、「平成 27 年度に、愛媛県庁総合相談プラザ宛てに送信されたメールにより、愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が〇〇市〇〇課に対して行った「〇〇市プールの安全管理」（看護師が不在のまま営業を行った件）についての調査依頼書」等である。

上記の審査会による判断のとおり、「特定の個人からの施設の安全管理に関するメールについては、その内容はもちろん送付したという事実についても」条例第 7 条第 2 項第 1 号、及び条例第 10 条において保護すべき個人情報である。したがって、本件公開請求は特定の個人の情報が記載された文書の公開請求であることは間違いなく、特定の個人を識別することができる請求であることは明らかである。請求人による別件の公文書公開請求（平成 28 年 11 月 4 日付け 28 文第 462 号、及び平成 28 年 11 月 24 日付け人事第 81 号）においては、〇〇が愛媛県庁に送付したメールが別人である請求人に公開されているにもかかわらず、審査会は「審査請求に係る諮問に対する答申について（通知）」（平成 29 年 7 月 14 日付け情個審第 7 号）第 5-

2-(3)「審査請求人の主張について」において、「特定の個人を指定した内容ではなく、この公開請求に対し、やり取りした文書として、個人情報をもつたメールがそのまま公開されたもので、条例の解釈運用は妥当である。」と判断し、請求人の審査請求を退けて、当該部署の公開は妥当であると判断した。

請求人はこの判断をふまえたうえで、本件請求においては確実に「特定の個人を指定した内容」となるべく、実施機関が条例第10条に基づき、当該公文書の存否自体を明らかにせず非公開と決定した前回の公文書公開請求(平成28年10月17日付け28文第428号)と同一の件名によって再度公文書公開請求を行ったものである。

本件公文書の公開請求は、〇〇という特定の個人を指定した内容であることを請求人がはっきりと認識し、主務課にもわかるよう記述したうえで、〇〇が愛媛県庁に送付した「〇〇市プールの安全管理」についてのメールを入手するために、すなわち〇〇の個人情報を入手する目的での公開請求であることは誰の目にも明らかである。したがって前回同様、条例第10条に該当するとの理由で存否応答拒否による非公開決定とするのが妥当である。

審査会は「特定の個人からの施設の安全管理に関するメールについては、その内容はもちろん送付したという事実についても本号に該当する。」と判断しておきながら、請求人による別件の公開請求において当該メールが含まれた文書が公開されているにもかかわらず、これを「「個人名や個人が特定されるものを伏せた」文書は公開される」(通知・平成29年7月14日付け情個審第7号)第5-2-(3)「審査請求人の主張について」と判断している。これはこの公開によって個人情報保護法によって保護されるべき法益が著しく侵害されていることが明白であるにもかかわらず、公務員の守秘義務違反及び個人情報漏洩を認めたくないがために法令を恣意的に解釈し、主務課による個人情報漏洩に加担し、この違法行為を隠蔽することに他ならない。

本件公文書の開示は、愛媛県個人情報保護条例違反及び愛媛県情報公開条例違反である。愛媛県庁「スポーツ振興グループ」の〇〇は、〇〇が愛媛県庁に送付したメールを〇〇市役所・〇〇課の〇〇に送付している。〇〇市・〇〇プールにおける安全管理上の不正についての内部告発のメールを、その告発元である〇〇市役所の職員に送付することは、守秘義務違反、個人情報の漏洩、愛媛県個人情報保護条例違反である。それにもかかわらず愛媛県知事は、〇〇を懲戒処分にするどころか〇〇に栄転させたのであるから、この罪状は徹底的に糾弾されなければならない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

審査請求人が公開決定(部分公開)の取消しを求める公文書は、上記第3の1のとおり

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 非公開とした部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、本件公文書①及び③に記載

している「職員のメールアドレス」であり、条例第7条第2項第6号に該当するという理由である。

本号は、公にすることにより、県の機関、他の公共団体等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報は、非公開とすることを定めたもので、職員のメールアドレスについては、業務で使用するもので、公開された場合、業務外の着信等さまざまな支障が想定されることから、非公開とすることは妥当である。

(2) 公開（部分公開）された部分について

条例第8条第1項の規定によれば、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」とされており、実施機関では、本件公文書①～④について、上記の非公開部分を除いた部分について公開したもので、妥当である。

なお、請求人は、本件公文書②及び④の記載に個人が特定されるものがあると主張するが、いずれも、個人名は黒塗り又は記載されておらず、個人に関する記述はあるが、特定の個人が識別されるものではなく、公開は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分と、請求人がこれまでに行った公文書公開請求に対する実施機関の決定(平成28年10月17日付け28文第428号及び平成28年11月4日付け28文第462号)の内容が矛盾しているとして種々主張するが、それぞれの公文書公開請求書に記載された公文書の件名及び決定内容は次表のとおりであり、平成28年10月17日付け決定分の件名のみが、個人名をもって対象となる文書を特定しようとしている点で他の請求と明らかに異なっており、実施機関においては、それぞれの公開請求書に記載された公文書の件名にしたがって、妥当な決定がなされていると判断する。

| | 本件処分 | H28. 10. 17 付け決定 | H28. 11. 4 付け決定 |
|---------------|---|--|--|
| 公開請求書に記載された公文 | 平成27年度に、 愛媛県庁県民総合相談プラザ宛てに送信されたメールにより、 愛媛県文化・スポーツ振興課の職員が〇〇市〇〇課に対して行った「〇〇市プールの安全管理」(看護師が不在のまま営業を行った件)についての調査依頼書、それについてのやり取り及び個人情報漏洩についての調 | 2015年7月9日に <u>〇〇</u> が、 愛媛県庁県民総合相談プラザ宛てにメールで、〇〇市のプールの安全管理の不正について告発した。(略) そこで、〇〇と〇〇から、「〇〇市〇〇課」に宛てて行われた「〇〇市プールの安全管理」(看護師が不在のまま営業を行った件)についての調査依頼書、それについてのやり取り及び <u>〇〇</u> の個人情報漏洩についての | 平成27年7月9日から平成28年3月末日までに、 「愛媛県文化・スポーツ振興課スポーツ振興グループ」の職員、〇〇と〇〇が、「〇〇市役所・〇〇課」に宛てて職務上作成し、又は「〇〇市役所・〇〇課」から取得した文書、図画、記録、調査書、 |

| | | | |
|------------------|---|--|--|
| 書 の 件 名 | 査書、 守秘義務違反がないことの 証明、双方のメールのやり 取り、その他この件に関わ る一切の文書 | 調査書、 守秘義務違反がないことの 証明、双方のメールのやり 取り、その他この件に関わ る一切の文書 | 双方のメールのやり取り等の 電磁的記録、その他この件に関 わる一切の文書 |
| 決 定 内 容 | 部分公開 | 非公開 (存否応答拒否) | 部分公開 |

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------|---------------------------------|
| 平成 29 年 8 月 22 日 | 諮問、実施機関から弁明書を受理 |
| 同年 8 月 24 日 | 審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼 |
| 同年 9 月 7 日 | 審査請求人から反論書を受理、実施機関に送付 (9 月 8 日) |
| 同年 9 月 26 日 | 審査会 (第 1 回審議) |
| 同年 10 月 10 日 | 審査請求人に口頭意見陳述について通知 |
| 同年 12 月 5 日 | 審査会 (第 2 回審議) |

答申に関与した委員 (五十音順)

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| 妹 尾 克 敏 | 松山大学法学部教授 | 会 長 |
| 武 田 秀 治 | 弁護士 | |
| 豊 島 徳 子 | 元人権擁護委員 | |
| 松 原 日出子 | 松山大学人文学部教授 | |
| 光 信 一 宏 | 愛媛大学法文学部教授 | |